令和７年度 総会 議案書

令和７年６月17日(火)

於：新潟ユニゾンプラザ「大会議室」

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

新潟県社会福祉法人経営者協議会

令和６年度
新潟県社会福祉法人経営者協議会
事業実施報告書

１．緊急事項等

（１）賃金改善と物価高騰への対応について

① 安心・安全かつ質の高い福祉サービスを継続するため、令和 6 年 11 月 19 日（火）に新潟県福祉保健部の中村洋心部長に対して「地域の福祉を守り抜くための福祉従事者の賃上げならびに物価高騰対策支援」にかかる緊急要望を行った。

② 令和 6 年 10 月 28 日前後に新潟県選出の国会議員に対して「福祉従事者の賃上げ並びに物価高騰対策支援」にかかる緊急要望を行った。

（２） 令和６年能登半島地震への対応

① 被災者法人に対し、応援職員の派遣等の人的支援や物資提供等の物的支援など行うための財源「特別年会費」の納入を依頼。集まった拠出金は全国経営協へ送金した。

・拠出法人　　2 法人(12 口)
・拠出金額　　120,000 円

② 全国経営協及び北関東・信越ブロック協議会からの要請に基づき、能登半島地震の被災地避難所(1.5 次避難所)支援として、応援職員の派遣を依頼し、申し出のあった３法人３名を現地派遣した。(魚沼更生福祉会、阿賀北福祉会、長岡福祉協会)

【第３クール】令和６年５月 11 日(土)～16 日(木)　１名
【第５クール】令和６年５月 19 日(日)～24 日(金)　１名
【第６クール】令和６年５月 23 日(木)～28 日(火)　１名

２．会議等の開催

（１） 総　会

期日・会場	出席会員	議事及び結果
【通常総会】 令和6年6月3日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	94法人 委任状提出含	1. 令和５年度事業実施報告及び決算並びに監査報告 2. 令和６年度事業実施計画及び予算(案) 3. にいがたセーフティネット事業及び時期事務局候補 4. 役員選任 (結果) 全議案承認
【臨時総会】 令和7年2月25日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	96法人 委任状提出含	1. 新潟県社会福祉法人経営者協議会 役員選任規程一部改正の件 (結果) 全議案承認

（２） 監事会

期日・会場	出席監事	監　査　事　項
令和6年4月18日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	2名 全員出席	1. 令和５年度事業の実施状況 2. 令和５年度一般会計、青年会会計の決算及び財産の状況 (結果) 適正と認められた。

（３） 理事会

期日・会場	出席理事	議事及び結果
【第1回(臨時)】 令和6年4月15日 新潟ユニゾンプラザ	10名 (4名委任状)	1. 議案 （1）能登半島地震における1.5次避難所への介護職員のブロック派遣 の件 (結果) 1＝承認、2＝了承

【第2回】 令和6年4月26日 新潟ユニゾンプラザ	10名 (3名委任状)	1. 総会提出議案 （1）令和５年度事業実施報告及び決算並びに監査報告 （2）令和６年度事業実施計画及び予算(案) （3）にいがたセーフティネット事業及び時期事務局候補 2. 報告事項 （1）新潟県社会福祉法人経営青年会の令和5年度事業報告及び決算、令和6年度事業計画(案)及び予算(案) （2）会員法人数・入退会状況 （3）行事予定 (結果) 1＝承認、2＝了承
【第3回】 令和6年12月13日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	10名 (3名委任状)	1. 協議事項 (1) 新潟県社会福祉法人経営協議会 役員改選 (2) にいがたセーフティネット事業 次期事務局選定 (3) 新潟県社会福祉法人経営者協議会 委員会の設置 2. 報告事項 (1) 関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会総会・研修会 (2) 令和7年度 新潟県社会福祉法人経営者協議会「経営協研修会」研修企画検討案 (結果) 1＝承認、2＝了承
【第4回】 令和7年3月12日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	10名 (3名委任状)	1. 議案 (1) 令和6年度 事業報告及び決算見込 (2) 令和7年度 事業計画及び予算(案) (3) にいがたセーフティネット事業 事業報告及び決算見込 (4) 災害福祉支援委員設置(案) 2. 報告事項 (1) 令和6年度 全国社会福祉法人経営者協議会 協議員総会報告の件 (結果) 1＝承認、2＝了承

３．組織の強化

（１） 未加入法人の加入促進と経営青年会への参加呼びかけ

◆会員法人　　124 法人⇒121 法人　(3 減)
◆経営青年会員　38 名　⇒ 40 名　　(2 増)

（２） 会員拡大に向けた取組

機会あるごとに全国社会福祉法人経営者協議会の入会案内リーフレットを配布。

（３） 広報活動

・会員法人のメーリングリストを作成し、全国経営協の情報や研修情報等をメールにて配信。
・新潟県社会福祉法人経営者協議会 WEB サイトにて研修案内等の情報提供を実施。

（４） 県経営青年会の強化

本会主催の県経営協研修会の企画・運営を青年会が担当し、青年会組織の活性化、青年会員の交流の促進、組織活動ノウハウの蓄積等に努めた。

また、関東甲信越静ブロック総会･研修会※1の(山梨県開催)へ参加し、県経営青年会組織の活性化と他県会員との交流拡大に努めた。

※1 関東甲信越静内の 11 都県で毎年持ち回りの事業

４．研修事業の実施

（１） 経営者研修会の開催

日　　程：令和 6 年 6 月 3 日(月)
会　　場：新潟ユニゾンプラザ
講　　演：「報酬改定とこれからの経営環境」」
講　　師：ポスト・ヒューマン・ジャパン　谷本 正徳　氏
参加法人：計 53 名 (非会員 3 法人 3 名)

（２）経営協研修会の開催

① 第 1 回 「社会福祉法人会計実務研修」～次世代を担う経営者の育成～
視聴期間：令和 6 年 12 月 2 日(月)～令和 7 年 1 月 8 日(水)の間
開催方法：オンデマンド型オンライン研修 (オンデマンド配信)
講義･演習：「財務会計の基本と押さえるべきポイントについて」
「経営分析」「具体的な経営分析の進め方」
講　　師：税理士法人さくら総合会計　新潟事務所公益・社会福祉法人部
参加法人：計 55 名 (うち非会員 16 法人 16 名)

② 第 2 回 「管理職のためのメンタルヘルス・マネジメント」
日　　程：令和 7 年 1 月 9 日(木)
会　　場：長岡市社会福祉センタートモシア 3 階「多目的ホール」
講　　義：「メンタル不調を理由とする解雇、休職制度の設計・運用」
講　　師：新潟労働委員会　使用者委員　徳武 裕一 氏
講義･演習:「管理職として取り組むべきラインケアの基礎知識と対策」
講　　師：新潟労働衛生コンサルタント事務所 代表　鈴木 美和 氏
参加法人：計 26 名 (うち非会員 1 法人 1 名)

（３）都道府県経営協セミナーの開催

① 前期
日　　程：令和 6 年 8 月 5 日(月)
会　　場：新潟ユニゾンプラザ「中研修室」
講　　義：「はて？ 令和のいま考える社会福祉法人の公益性」
社会福祉法人萌　理事長　吉川 郁子　氏
説　　明：「新全国青年会がいま目指していること」
全国社会福祉法人経営青年会　会長　村木 宏成　氏
新潟県社会福祉法人経営青年会　会長　倉重 圭介
説　　明：「これでスッキリ！テクノロジー等の活用と社会福祉法人経営」
社会福祉法人宝山寺福祉事業団極楽坊あすかこども園
園長　辻村 泰聡　氏
参加者数：31 名（うち非会員 1 法人 1 名）

② 後期
日　　程：令和 7 年 2 月 25 日(火)
会　　場：新潟ユニゾンプラザ「中研修室」
講　　義：「協働化も大規模化も社会福祉法人が決める！
～昨今の社会保障・社会福祉をめぐる動向と全国経営協の取組を踏まえて～」
社会福祉法人松美会　事務長　辻中 浩司 氏
説　　明：「全国青年会入会促進 PR」
社会福祉法人　氏 (全国経営青年会会長)
新潟県社会福祉法人経営青年会　会長　倉重 圭介
講　　義：「災害に負けない！全国経営協の災害支援の考え方と取組」
全国社会福祉法人植竹会　理事長 島田 幸治 氏
参加者数：30 名（うち非会員 2 法人 2 名）

５．にいがたセーフティーネット事業の推進

にいがたセーフティーネット事業は、複数法人間連携による公益的取組として、平成 29 年 6 月から長岡福祉協会に事務局を置き事業を開始、令和元年 7 月から、吉田福祉会に事務局

を移し、事業を実施している。
事業は、会員からの拠出金を原資に本会の特別会計で執行。
事務局：長岡福祉協会(長岡市)　(H29.6～R 元.6)
　　吉田福祉会(燕市)　　(R 元.7～)
※事務局を公募するも募集なく、吉田福祉会が事務局を継続中。

６．関係機関との連携・協力

（１）　新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への参画

本会は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（平成 26 年 3 月発足、以下「ネット協」という。）の構成団体としてネット協の活動に参画し、会長が代議員、青年会長が事業活動の企画･運営を行う幹事会の代表幹事を務めている。

ネット協の災害派遣福祉チーム（チーム員 142 名）には、本会から 15 名のチーム員を登録するなど積極的に協力している。

研修会（2 月 13 日、14 日）　2 名参加

（２）　全国社会福祉法人経営者協議会関係会議等への出席

（ア）　全国社会福祉法人経営者協議会協議員総会　(会長等出席)

① 第 1 回　令和 6 年 5 月 29 日　(東京都)
② 第 2 回　令和 6 年 8 月 28 日　(横浜市)
③ 第 3 回　令和 7 年 3 月 7 日　(東京都)

（イ）　全国社会福祉法人経営者協議会ブロック会議への参加

令和 6 年 5 月 13 日(月) 霞山会館　会長出席。

（ウ）　第 43 回 全国社会福祉法人経営者大会への参加

日時：令和 6 年 8 月 29 日(木)～30(金) 横浜市　会長、副会長出席。
会場：パシフィコ横浜
1 日目(8 月 29 日(木))
①基調報告「社会福祉法人をめぐる動向と全国経営協の取り組み」
　報告：全国社会福祉法人経営者協議会　会長　磯彰格　氏
②特別講演「災害と福祉・コミュニティ」
　講師：大阪公立大学大学院　准教授　菅野　拓　氏
③分科会
　第 1 分科会「サービスの質向上と人材確保～人材採用・定着・育成」
　第 2 分科会「福祉を守り抜く経営実践【事例報告】～多角化・多機能化、経営強化」
　第 3 分科会「つながりを活かした課題解決～社会福祉連携推進法人と協働による公的取組」
　第 4 分科会「未来に向けた事業展開を考える～大規模化・合併・事業譲渡等を問う」
　第 5 分科会「次世代の社会福祉の在り方を考える（全国青年会企画）」
2 日目(8 月 30 日(金))
①パネルディスカッション
「変わらないために変わり続ける～これからの法人経営を考える」
　社会福祉法人奥州いさわ会　理事長　藤田　春芳　氏
　全国社会福祉法人経営者協議会　副会長　谷村　誠
　早稲田大学人間科学学術院　教授　松原　由美　氏（兼・コーディネータ）
②記念講演「真に優れたローカルブランドをめざす」
　株式会社崎陽軒　代表取締役社長　野並　晃　氏

（３）　北関東・信越ブロック協議会への参画

北関東･信越ブロック協議会（茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野の6県で構成）は、全国経営協と各県経営協との情報共有を主な目的として組織。

平成30年度に、災害時におけるブロック内各県経営協の相互応援を円滑に進めるため、

「北関東･信越ブロック協議会災害時相互応援協定（平成31年2月21日）」を締結。
令和6年度は、全国経営協が助成する「災害福祉支援体制構築助成事業」を活用して、災害時におけるブロック内事業所への支援や応援職員の受入方法等について更なる検討を実施。

（ア）北関東・信越ブロック会長会議（会長、副会長(協議員)、青年会長に出席要請）
全国経営協常任協議員会の協議結果を受け、令和 6 年度は参集及び WEB 併用で 9 回開催。

（イ）北関東・信越ブロック協議会セミナー
第 8 回ブロック会長会議(10/11)後に宇都宮市で開催され､会長他　3 名出席。
講 演 1　「社会福祉法人をめぐる情勢と今後の動向」
全国社会福祉法人経営者協議会　会長　磯 彰格　氏
講 演 2　「どうする社会福祉法人！～社会福祉連携推進法人制度の現在とこれから」
Ｐｗｃコンサルティング合同会社　東海林 崇　氏

（ウ）災害担当企画委員会
全国経営協から助成を受けた「災害福祉支援体制構築助成事業」を実施するため、ブロック構成県の青年会員で構成する災害担当企画委員会を設置し、助成事業の企画運営を行った。本県からは 2 名の青年会員が委員として参加。
① 委員会
第 1 回　令和 6 年 9 月 11 日　(WEB 会議)
第 2 回　令和 6 年 2 月 28 日　(WEB 会議)
② 研修会
日　時：令和 6 年 12 月 12 日
方　法：リアルタイム型オンライン研修　(東京都)※委員のみ参集

（４） 新潟県社会福祉協議会への参画
新潟県社会福祉協議会(福祉人材センター)主催の「就職支援セミナー」に講師として会員法人 9 法人が事業協力。

資料１-２

令和６年度新潟県社会福祉法人経営者協議会決算書

（自 令和6年4月1日　至 令和7年3月31日）

(単位：円)

		勘定科目	本年度 予算額A	本年度 決算額B	増減 A-B	備　考 (　)内は当初予算		
事業活動による収支	収入	会費収入	8,410,000	8,170,000	240,000			
		新潟県経営者協議会 会費収入	8,410,000 0	8,170,000	240,000	･@ 30千円×23法人(1減) ･@ 60千円×58法人(2減) ･@100千円×40法人 ※ 121法人(R7.3.1現在会員数)	690,000円 3,480,000円 4,000,000円	(25法人) (61法人) (40法人)
		寄付金収入	0	50,000	△50,000			
		寄付金収入	0	50,000	△50,000	･岩手県経営協 能登半島地震義援金	50,000円	
		事業収入	539,000	244,000	295,000			
		参加費収入	539,000	244,000	295,000	･経営者研修会 @7,000円×3名 ･研修会 (2回)　@8,000円×1名 ･研修会 (2回)　@10,000円×6名 ･研修会 (2回)　@20,000円×1名 ･前期セミナー　@5,000円×1名 ･後期セミナー　@5,000円×2名	21,000円 8,000円 180,000円 20,000円 5,000円 10,000円	(49,000円) (140,000円) (25,000円) (25,000円)
		負担金収入	0	0	0			
		負担金収入	0	0	0			
		受取利息配当金収入	1,000	3,139	△2,139			
		受取利息配当金収入	1,000	3,139	△2,139	預金利息	3,139円	(1,000円)
		その他の収入	762,000	312,410	449,590			
		雑収入	762,000	312,410	449,590	･経営協セミナー (2回) の全国経営協会場費負担分 ･ブロック協議会からの役職員旅費負担分 ･災害担当企画委員会委員旅費ブロック負担分	200,000円 94,390円 18,020円	(200,000円) (430,000円) (132,000円)
		事業活動収入計(1)	9,712,000	8,779,549	932,451			
	支出	事業費支出	3,211,000	1,865,594	1,345,406			
		諸謝金支出	410,000	331,371	78,629	･経営者研修会講師謝金 ･研修会講師謝金 ･視察研修謝金	111,371円 220,000円 0円	(80,000円) (330,000円)
		旅費交通費支出	1,431,000	594,972	836,028	･総会役員等旅費 ･理事会4回 ･正副会長会議 ･監事会 1回 ･情報共有･意見交換会 ･経営者研修会講師旅費 ･研修会講師旅費 ･研修会事務局旅費 ･全国経営者大会 ･ブロック会長会議 ･ブロック拡大会長会議 ･ブロック研修会 ･ブロック災害企画担当委員会旅費 ･ネット協総会･幹事会旅費	55,742円 139,584円 0円 8,604円 19,990円 21,620円 6,168円 93,174円 67,580円 102,090円 61,300円 0円 19,120円 0円	(70,000円) (180,000円) (20,000円) (15,000円) (80,000円) (100,000円) (100,000円) (114,000円) (365,000円) (60,000円) (190,000円) (132,000円) (5,000円)
		研修費支出	140,000	100,000	40,000		100,000円	(140,000円)
		事務消耗品費支出	20,000	0	20,000	･県経営協封筒代等	0円	(20,000円)
		印刷製本費支出	40,000	0	40,000	･会議資料及び研修資料の印刷等	0円	(40,000円)
		通信運搬費支出	150,000	11,810	138,190	･各種会議等の通知文書等送料	11,810円	(150,000円)
		会議費支出	65,000	85,428	△20,428	･会議のお茶代等	85,428円	(65,000円)
		業務委託費支出	650,000	650,000	0	･県社協への事務委託金	650,000円	(650,000円)
		手数料支出	22,000	20,020	1,980	･旅費等の支払いに係る振込手数料	20,020円	(22,000円)
		保険料支出	3,000	0	3,000	･職場体験保険料	0円	(3,000円)
		賃借料支出	220,000	61,750	158,250	･総会･経営者研修会 ･理事会 5回 ･正副会長会議 ･監事会 1回 ･研修会 (2回) ･経営協セミナー (2回)	23,670円 0円 0円 0円 11,775円 26,305円	(60,000円) (25,000円) (5,000円) (5,000円) (60,000円) (65,000円)
		保守料支出	15,000	0	15,000		0円	(15,000円)
		車両費支出	15,000	1,927	13,073		1,927円	
		雑支出	30,000	8,316	21,684		8,316円	(30,000円)
		負担金支出	7,010,000	6,905,000	105,000			(0,000円)
		負担金支出	7,010,000	6,905,000	105,000	･全国経営協への納付金 会費(8,170千円－(15千円/法人×121法人)) ･青年会事業会計への負担金 ･セーフティネット事務局経費	6,355,000円 450,000円 100,000円	(6,460,000円) (450,000円) (0,000円)
		事業活動支出計(2)	10,221,000	8,770,594	1,450,406			
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△509,000	8,955	△517,955			
予備費支出(4)			0	0	0			
当期資金収支差額合計 (5)=(3)-(4)			△509,000	8,955	△517,955			

前期末支払資金残高(6)	2,658,955	2,658,955	0	
当期末支払資金残高 (5)+(6)	2,149,955	2,667,910	△517,955	

令和６年度新潟県社会福祉法人経営者協議会決算書 (特別会計)

（ 自 令和6年4月1日　 至 令和7年3月31日 ）

(単位：円)

		勘定科目	本年度 予算額A	本年度 決算額B	増減 A-B	備　考 (　)内は当初予算
事業活動による収支	収入	会費収入	0	120,000	△120,000	
		能登半島地震 特別会費収入	0	120,000	△120,000	･@10千円/一口×12口 (2法人(能登半島地震)) 120,000円
		受取利息配当金収入	0	0	0	
		受取利息配当金収入	0	0	0	0円
		その他の収入	0	0	0	
		雑収入	0	0	0	0円
		事業活動収入計(1)	0	120,000	△120,000	
	支出	事業費支出	0	0	0	
		諸謝金支出	0	0	0	0円
		旅費交通費支出	0	0	0	0円
		研修費支出	0	0	0	0円
		事務消耗品費支出	0	0	0	0円
		消耗器具備品費支出	0	0	0	0円
		印刷製本費支出	0	0	0	0円
		通信運搬費支出	0	0	0	0円
		会議費支出	0	0	0	0円
		業務委託費支出	0	0	0	0円
		手数料支出	0	0	0	0円
		保険料支出	0	0	0	0円
		賃借料支出	0	0	0	0円
		保守料支出	0	0	0	0円
		車両費支出	0	0	0	0円
		雑支出	0	0	0	0千円
		負担金支出	0	120,000	△120,000	
		負担金支出	0	120,000	△120,000	･全国経営協への納付金 会費(10千円/一口×12口 (2法人)) 120,000円
		事業活動支出計(2)	0	120,000	△120,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	0	0	
予備費支出(4)			0	0	0	
当期資金収支差額合計 (5)=(3)-(4)			0	0	0	

前期末支払資金残高(6)	0	0	0	
当期末支払資金残高 (5)+(6)	0	0	0	

第一号第四様式

資料１-３

法人名	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
拠点区分	新潟県社会福祉法人経営者協議会

資金収支計算書

（ 自 令和 6年 4月 1日　　至 令和 7年 3月31日 ）　　（単位：円）　1頁

		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	会費収入	0	8,170,000	△8,170,000	
		新潟県経営者協議会会費収入	0	8,170,000	△8,170,000	
		寄附金収入	0	50,000	△50,000	
		寄附金収入	0	50,000	△50,000	
		事業収入	0	244,000	△244,000	
		受講料収入	0	244,000	△244,000	
		受取利息配当金収入	0	3,139	△3,139	
		受取利息配当金収入	0	3,139	△3,139	
		その他受取利息配当金収入	0	3,139	△3,139	
		その他の収入	0	312,410	△312,410	
		雑収入	0	312,410	△312,410	
		その他雑収入	0	312,410	△312,410	
		事業活動収入計(1)	0	8,779,549	△8,779,549	
	支出	事業費支出	0	1,865,594	△1,865,594	
		諸謝金支出	0	331,371	△331,371	
		旅費交通費支出	0	594,972	△594,972	
		役職員旅費交通費支出	0	243,664	△243,664	
		委員等旅費交通費支出	0	351,308	△351,308	
		研修費支出	0	100,000	△100,000	
		通信運搬費支出	0	11,810	△11,810	
		会議費支出	0	85,428	△85,428	
		業務委託費支出	0	650,000	△650,000	
		その他業務委託費支出	0	650,000	△650,000	
		手数料支出	0	20,020	△20,020	
		賃借料支出	0	61,750	△61,750	
		その他賃借料支出	0	61,750	△61,750	
		車両費支出	0	1,927	△1,927	
		雑支出	0	8,316	△8,316	
		負担金支出	0	6,905,000	△6,905,000	
		負担金支出	0	6,905,000	△6,905,000	
		事業活動支出計(2)	0	8,770,594	△8,770,594	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	8,955	△8,955	
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出					
		その他の活動支出計(8)	0	0	0	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
		予備費支出(10)	0 0	0	0	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	8,955	△8,955	

前期末支払資金残高(12)	0	2,658,955	△2,658,955	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	2,667,910	△2,667,910	

新潟県社会福祉法人経営青年会
令和６年度　事業報告書

新潟県社会福祉法人経営青年会（以下「青年会」という）は、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という）の専門部会として、にいがたセーフティネット事業や新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の事業等に協力した。

また、会員の資質向上と入会の促進を図るため、時宜にあった経営協主催研修会を開催した。

１．会議等の開催

（１）全体会

議案は原案どおり承認され、県経営協総会にその旨報告された。

期日・会場	議　　事
令和6年6月3日 新潟市 新潟ユニゾンプラザ	【議案】 ①令和５年度 事業報告及び決算報告の件 ②令和６年度 事業計画(案)及び予算(案)承認の件 ③役員・活動検討委員の選任の件 【報告事項】 ・にいがたセーフティネット事業の実施状況報告及び次期事務局候補

（２）役員会・活動検討会

役員会及び活動検討会を開催し、各種研修会の開催企画等について検討を行った。

期日・会場	議　　事
第1回役員会 活動検討会 令和6年4月18日 新潟ユニゾンプラザ	①令和6年度 新潟県社会福祉法人経営青年会 事業計画･予算の件 ②次期役員・活動検討委員選任の件 ③北関東・信越ブロック協議会 災害担当企画委員の選任の件
第2回役員会 活動検討会 令和6年5月20日 新潟ユニゾンプラザ	①役員・活動検討委員の選任の件 ②「北関東・信越ブロック協議会 災害担当企画委員」の選任の件
第3回役員会 活動検討会 令和6年5月29日 (書面決議)	①役員等（活動検討委員候補者2 名追加）の選任の件
第4回役員会 活動検討会 令和6年9月19日 新潟ユニゾンプラザ	①令和６年度実施（予定）研修内容検討の件
第5回役員会 活動検討会 令和6年11月20日 新潟ユニゾンプラザ	①令和７年度実施(予定)研修内容検討の件 ②災害対応検討の件
第6回役員会･ 活動検討会 令和7年1月9日 長岡市社会福祉センター トモシア	①令和７年度実施(予定)研修内容検討の件
第7回役員会･ 活動検討会 令和7年2月25日 新潟ユニゾンプラザ	①令和６年度 事業報告及び決算見込の件 ②令和７年度 事業計画案及び予算(案)の件 ③役員・活動検討委員 選任の件

２．組織の強化

県経営協の組織率向上が検討される中、昨年度に引き続き、青年会員の拡大について、県経営協会員法人に対して文書で要請を行うとともに、県経営協及び青年会の各種研修会の機会を捉えて、入会の勧誘を行った。

令和 6 年度末の会員数は 40 名（対前年比 1 名減）となっている。今後とも会員拡大に向けた取り組みを継続していくこととしている。

３．研修事業の実施

（1）経営協主催研修会（１回開催）

研修会の企画・運営については、青年会役員及び活動検討委員において担当した。

期日・会場	参加者	内　　容
令和6年12月2日～23日 オンデマンド配信	39 名	【講義･演習】 「社会福祉法人会計実務研修」 ～次世代を担う経営者の育成～ 税理士法人さくら総合会計 新潟事務所公益・社会福祉法人部職員
令和7年1月9日 長岡市社会福祉センタートモシア	26 名	【講義】 「メンタル不調を理由とする解雇、休職制度の設計・運用」 新潟県労働委員会　使用者委員 徳武 裕一 氏 (一般社団法人新潟県経営者協会 専務理事) 【講義･演習】 「管理職として取り組むべきラインケアの基礎知識と対策」 新潟労働衛生コンサルタント事務所 代表 鈴木 美和 氏　氏

４．にいがたセーフティネット事業の推進

にいがたセーフティネット事業は、複数法人間連携による公益的取組として、平成 29 年 6 月から長岡福祉協会に事務局を置いて事業を開始した。

令和元年度からは、吉田福祉会に事務局を移し事業を実施している。令和 6 年度総会以降の事務局の公募について検討を進めている。

５．新潟県災害福祉広域ネットワーク協議会への協力

県経営協が構成団体として参画する協議会の代表幹事を青年会長が務め、協議会事業の企画運営等に協力している。

また、協議会が設置する災害福祉支援チームには、13 名の青年会員がチーム員として登録し、研修会などのチーム員活動に積極的に参加･協力している。

６．関係会議等への参加･協力

（1）全国経営青年会

① 協議員総会 (会長)

○5 月 29 日 (東京都)　○11 月 28 日(神戸市)　○3 月 7 日(東京都)

② 委員会

組織人材マネジメント委員会 (会長)、監事 (田宮委員)

③ 第 26 回社会福祉法人経営青年会 全国大会 (会長)

○11 月 28 日～29 日 (神戸市)

（2）関東甲信越静ブロック

① 関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会会長会議 (会長)

○2 月 20 日 (甲府市)

② 令和 6 年度 関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会総会・研修会

○2 月 20 日～21 日 (甲府市)

（３）北関東信越ブロック

① 北関東信越ブロック協議会 会長会議（会長）

○4 月 11 日（WEB） ○4 月 19 日（東京都） ○7 月 19 日（東京都）
○8 月 16 日（東京都）○10 月 11 日（宇都宮市）○11 月 15 日（東京都）
○12 月 20 日（大宮市）○1 月 17 日（東京都）○2 月 14 日（東京都）

② 北関東信越ブロック協議会ブロックセミナー（会長）

○10 月 11 日（宇都宮市）

③ 北関東・信越ブロック協議会災害担当企画委員会（塚越会員、佐藤委員）

○9 月 11 日第 1 回委員会（WEB 併用） ○2 月 28 日第 2 回委員会（WEB 併用）
○12 月 12 日研修会 (WEB 併用)

資料１-５

令和６年度　経営青年会決算書

（自 令和6年4月1日　至 令和7年3月31日）

（単位：円）

勘定科目			予算額 A	決算額 B	増減額 A-B	備考
事業活動による収支	収入	会費収入	570,000	600,000	△ 30,000	
		経営青年会会費収入	570,000	600,000	△ 30,000	@15,000円×40名　600,000円
		事業収入	0	0	0	
		参加費収入	0	0	0	※会員外研修参加費は県経営協予算に計上
		負担金収入	450,000	450,000	0	
		負担金収入	450,000	450,000	0	県経営協負担金　450,000円
		事業活動収入計(1)	1,020,000	1,050,000	△ 30,000	
	支出	事業費支出	640,000	354,020	285,980	
		諸謝金支出	0	0	0	※ 研修会講師謝金 県経営協決算に計上
		旅費交通費支出	486,000	299,620	186,380	役員会等　149,660円 全国大会(広島市)　115,820円 関東ブロック総会・研修会(甲府市)　34,140円 北関東･信越ブロックセミナー(宇都宮市)　0円 事務局旅費　0円 ※ 研修会講師旅費 県経営協決算に計上
		研修費支出	75,000	15,000	60,000	全国大会参加費　15,000円
		事務消耗品費支出	5,000	0	5,000	0円
		通信運搬費支出	5,000	0	5,000	0円
		会議費支出	41,000	31,480	9,520	お茶代　31,480円
		手数料支出	8,000	7,920	80	旅費等の振込手数料　7,920円
		賃借料支出	20,000	0	20,000	役員会等会場費　0円 ※研修会会場費は県経営協予算に計上
		車両費支出	0	0	0	
		負担金支出	380,000	400,000	△ 20,000	
		負担金支出	380,000	400,000	△ 20,000	全国経営青年会への負担金　@10,000円×40名　400,000円
		事業活動支出計(2)	1,020,000	754,020	265,980	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	295,980	△ 295,980	
施設整備等による収支	収入		0	0	0	
			0	0	0	
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出		0	0	0	
			0	0	0	
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入		0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出		0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費支出(10)			0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	295,980	△ 295,980	

前期末支払資金残高(12)	670,288	713,092	△ 42,804	
当期末支払資金残高(11)+(12)	670,288	1,009,072	△ 338,784	

貸　借　対　照　表

令和7年3月31日現在

新潟県社会福祉法人経営者協議会　(単位:円)

資産の部				負債の部			
科　目	当年度末	前年度末	増　減	科　目	当年度末	前年度末	増　減
流動資産	3,676,982	3,372,047	304,935	流動負債	0	0	0
現金預金	3,590,612	3,372,047	218,565	未払金	0	0	0
未収金	86,370		86,370	預り金	0	0	0
仮払金	0	0	0	仮受金	0	0	0
固定資産	0	0	0	固定負債	0	0	0
				負債の部合計	0	0	0
				純資産の部			
				繰越金	3,676,982	3,372,047	304,935
				経営協 次年度繰越金	2,667,910	2,658,955	8,955
				青年会 次年度繰越金	1,009,072	713,092	295,980
				純資産の部合計	3,676,982	3,372,047	304,935
資産の部合計	3,676,982	3,372,047	304,935	負債・純資産合計	3,676,982	3,372,047	304,935

資料1-4

財　　産　　目　　録

令和7年3月31日現在

新潟県社会福祉法人経営者協議会　(単位:円)

資産・負債の内訳	金　　額
Ⅰ　資産の部	
1　流動資産	
現金預金	3,590,612
普通預金　第四北越銀行　県庁支店	3,590,612
未収金	86,370
仮払金	0
流動資産合計	3,676,982
2　固定資産	
固定資産合計	0
資　産　合　計	3,676,982
Ⅱ　負債の部	
1　流動負債	0
未払金	0
預り金	0
仮受金	0
流動負債合計	0
2　固定負債	
固定負債合計	0
負　債　合　計	0
差　引　純　資　産	3,676,982

402A2P18F10008666#
403 26500086

資料１-６

残高証明書

送付先

９５０－８５７５
新潟市中央区上所２－２－２　新潟ユニゾンプラザ３Ｆ

新潟県社会福祉法人経営者協議会　様

1

403 2650008666 001/001 402A2P18F10008666#
3996-0012940-239-0
42439A239D29201

令和　７年　４月　２日

株式会社 第四北越銀行
県庁支店

新潟市中央区上所２－２－２　新潟ユニゾンプラザ３Ｆ

〒９５０－０９６５
新潟市中央区新光町４番地１新潟県庁舎内

電話　025-285-7811

新潟県社会福祉法人経営者協議会　様
令和　７年　３月 31日現在のお取引残高は、下記のとおりであることを証明いたします。
すべての預金口座を証明するものです。

区分	種類	口座番号	金額	(うち決済未確認証券類)	備考
預金	普通預金	1,261,120	¥3,590,612	¥0	
	＊＊合計＊＊		¥3,590,612	¥0	

・この証明書の金額は訂正いたしません。
・金額は、証明日現在の元帳最終残高を表し、決済未確認の証券類を含んでいることがあります。
この場合は、その金額を「（うち決済未確認証券類）」に表示します。
・上記の「（うち決済未確認証券類）の残高」が「預金残高」を上回っている場合は、その差額が当座貸越または総合口座当座貸越の残高を表しているときがあります。
・貸越額が極度額を超過している場合は、極度額を「備考」欄に表示します。
・「備考」欄に「預託金専用口座」と表示されている場合は、東日本建設業保証㈱等の預託金専用口座であることを示します。
なお、預託金専用口座が決済用普通預金の場合でも、「備考」欄には「預託金専用口座」とのみ表示します。
・商業手形「備考」欄の「（内でんさい）」は、商業手形の残高に含まれる「でんさい」（電子記録債権）の残高を示します。

令和６年度　にいがたセーフティーネット事業　実施報告

にいがたセーフティーネット事業事務局
（吉田福祉会　特別養護老人ホーム太陽の園）

１　事業実施状況

（１）財源について

・拠出金：　2,220 千円（拠出 76 法人（昨年比 3 法人減）、拠出率 63%）

（２）給付決定の状況

・令和 6 年 4 月から３月まで、のべ 188 件の申請に対し、183 件の給付決定
・給付総額 1,830 千円

（単位：件、千円）

	決定件数	給付総額	備　考
職場体験	0	0	
生活資金	183	1,830	保留 5 件
計	183	1,830	

（３）利用者の状況

・男女比では男性 135 人（72%）、女性 53 人（28%）女性の申請が増えている。
・年代では 20～90 代、幅広くなっている
・市町村別では、新潟市 42 人が多く、柏崎市 26 人次いで、上越市 22 人、長岡市 18 人
・利用者の 74%が就労していない又は就労予定だった。
病気や退職、夏冬の異常気象等の突発的支出により、生活費を確保できない方の申請が目立った。
県外から派遣紹介されてきたが転居費用等で手持ち金がなくなり、転入先の困窮窓口で相談、申請となる事例が多数あった。

２　令和 6 年度予算執行状況

（１）収入

・年度末会員 121 法人中、拠出した法人は 76 法人であり昨年より 3 法人減少した。
・拠出金収入は 2,220 千円の拠出があり、昨年より 120 千円減少した。
・新潟県経営協より事務局経費分として 100 千円の負担金を受領した。

（２）支出

・申請件数は前年度より 4 件増の 188 件、支出額 10 千円増の 1,830 千円となった
・事務費は主にインターネットバンキングの手数料と郵送費、事務局経費として 400 千円を支出している。

にいがたセーフティーネット事業　実施状況について
（令和7年3月31日現在）

1　会員法人　121 法人

2　拠出金協力法人　76 法人

3　職場体験事業登録事業者数
77 法人　195 事業所

4　利用申請者の状況

①性別

男性	女性	合計
135	53	188

②年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
男性		7	13	23	39	28	18	6	1	135
女性		7	7	10	10	8	5	6		53
合計	0	14	20	33	49	36	23	12	1	188

③市町村

市町村	新潟市	柏崎市	上越市	長岡市	糸魚川市	村上市	十日町市	阿賀野市	佐渡市	関川村
人数	42	26	22	18	14	12	11	11	7	6

市町村	五泉市	胎内市	三条市	加茂市	魚沼市	阿賀町	小千谷市	燕市	南魚沼市	田上町
人数	4	3	2	2	2	2	1	1	1	1

市町村										合計
人数										188

④就労の状況

就労中	就労していない	就労予定	合計
49	120	19	188

⑤相談経路

支援機関	市町村	支援機関	その他	合計
件数	56	132	0	188

5　利用申請内訳

①職場体験事業　0 件　※1

②生活資金給付事業　188 件　※2　　合計 188 件

※1　保留0件　※2　保留5件

6　申請理由（主なもの）

①職場体験

②生活資金

当面の生活費がない（次の年金、給与支給までの間）
退職で収入がなく生活費がない（失業給付・小口資金・生活保護等の支給までの間）
突発的な支出（病気・猛暑）により生活費が足りなくなった
就労継続・就職活動のための交通費、通信費等
DV被害により避難、避難先での生活費がない
県外より紹介派遣されてきたが交通費や引越費用で、給与支給されるまでの生活費がない

資料１-８

法人名	社会福祉法人　吉田福祉会
施設名	
サ-ビス区分	にいがたセーフティネット事業

令和6年度にいがたセーフティーネット事業決算書

（自 令和 6年 4月 1日　至 令和 7年 3月31日）　(単位:円)

		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	事業運営収入	2,650,000	2,320,000	330,000	
		拠出金収入	2,550,000	2,220,000	330,000	拠出 100,000円× 1法人 60,000円× 1法人 50,000円× 3法人 30,000円×58法人 20,000円× 4法人 10,000円× 9法人
		負担金収入	100,000	100,000		新潟県経営協　100,000円
		その他の収入		1,259	△1,259	
		雑収入		1,259	△1,259	預金利息　1,259円
		事業活動収入計(1)	2,650,000	2,321,259	328,741	
	支出	事業費支出	2,270,000	1,850,000	420,000	
		給付事業支出	2,200,000	1,850,000	350,000	
		職場体験事業	160,000		160,000	
		就職支度金給付事業				
		緊急生活資金給付事業				
		生活資金給付事業	2,040,000	1,850,000	190,000	
		関係機関訪問旅費支出	10,000		10,000	
		会員法人担当者会議費支出	5,000		5,000	
		各種会議出席旅費支出	5,000		5,000	
		ﾘｰﾌﾚｯﾄ増刷費支出	50,000		50,000	
		事務費支出	620,000	521,717	98,283	
		事務消耗品費支出	5,000		5,000	
		通信運搬費支出	40,000	19,857	20,143	郵送料　19,857円
		手数料支出	545,000	501,860	43,140	事務局経費　400,000円 NB使用料　3,300円×12月 39,600円 振込手数料等　62,260円
		雑支出	30,000		30,000	
		事業活動支出計(2)	2,890,000	2,371,717	518,283	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△240,000	△50,458	△189,542	
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			△240,000	△50,458	△189,542	

前期末支払資金残高(12)	2,316,000	2,346,131	△30,131	
当期末支払資金残高(11)+(12)	2,076,000	2,295,673	△219,673	

法人名	社会福祉法人　吉田福祉会
施設名	
サ-ビス区分	にいがたセーフティネット事業

貸借対照表

（令和 7年 3月31日現在）

(単位:円)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	2,295,673	2,346,131	△50,458	流動負債			
現金預金	2,295,673	2,346,131	△50,458	事業未払金			
現金				その他の未払金			
預金	2,295,673	2,346,131	△50,458				
事業未収金							
未収金							
未収補助金							
未収収益							
				負債の部合計			
				純資産の部			
				次期繰越活動増減差額	2,295,673	2,346,131	△50,458
				(うち当期活動増減差額)	△50,458	59,860	△110,318
				純資産の部合計	2,295,673	2,346,131	△50,458
資産の部合計	2,295,673	2,346,131	△50,458	負債及び純資産の部合計	2,295,673	2,346,131	△50,458

資料１-９

別紙4

令和 7年 4月 2日

法人名	社会福祉法人　吉田福祉会
施設名	
サ-ビス区分	にいがたセーフティネット事業

財産目録

（令和 7年 3月31日現在）

(単位:円)

貸借対照表科目	場所･物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						2,295,673
預金	新潟縣信用組合　吉田支店		普通預金			2,295,673
	小計(現金預金)					2,295,673
流動資産合計						2,295,673
資産合計						2,295,673
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
流動負債合計						
負債合計						
差引純資産						2,295,673

資料 1 -10

残高証明書

発行

資料１-11

〒959-0214
新潟県燕市吉田法花堂７４０

令和 7年 4月 2日

(ﾍﾟｰｼﾞ 1/ 1)
(011-0146363)

新潟県社会福祉法人経営者協議会
会長
平澤 正人 様

令和 7年 3月 31 日現在における貴殿(社)ご名義の
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。

全預金明細指定

預金合計金額	¥2,295,673*

科目	金額	備考
普通預金	2295673	(他券 0) #0460028
小計	2295673	(他券 0)
	以下余白	

1. 金額の訂正は無効とします。
2. 発行証印、合計金額頭部証印のないものは無効とします。
3. 預金残高には、保留中他店券残高も含みます。

新潟縣信用組合
吉田支店

発行証印

SKC顧客101 (36) D-OM

監 事 監 査 報 告 書

令和７年４月９日

新潟県社会福祉法人経営者協議会
会長　平　澤　正　人　様

監　事　西川伸作　印

監　事　星井勝博　印

私たち監事は、新潟県社会福祉法人経営者協議会の令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの事業実施状況、決算及び財産の状況について監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

１．事業実施報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不備の点はないと認めます。

２．決算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不備の点はないと認めます。

３．貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不備の点はないと認めます。

４．財産目録は、本会の財産を正しく示し、不備の点はないと認めます。

以　上

第１号議案

役員選任の件

任期満了に伴い、本会「会則(第 10　条役員の選任)」ならびに「役員選任規程(第 2 章「理事の選任」)」に基づき理事会にて決定した者を役員とすることについて、ご承認いただきたい。

１．新役員　　※役員選任名簿を参照

(1)　理事：13名

(2)　監事：　２名

２．就任日・任期

・令和７年総会終結から令和９年総会終結までの間。

【役員選任名簿】

№	役名	氏　　名	地域	法人名・役職
1	理事	平澤　正人	新潟市	社会福祉法人ゆずり葉会　理事長
2	理事	熊倉　淳一	新潟市	社会福祉法人新潟市有明福祉事業協会　会長
3	理事	佐藤　義尚	中越	社会福祉法人芳香稚草園　理事長
4	理事	田宮　崇	中越	社会福祉法人長岡福祉協会　理事長
5	理事	角屋　禮士	中越	社会福祉法人魚沼更生福祉会　理事長
6	理事	星　勉	中越	社会福祉法人魚沼地域福祉会　理事長
7	理事	西川　伸作	中越	社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会　理事･事務局長
8	理事	村田　健	中越	社会福祉法人どれみ福祉会　理事･川通どれみこども園長
9	理事	川室　優	上越	社会福祉法人上越老人福祉協会　理事長 社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会　理事長
10	理事	星井　勝博	下越･佐渡	社会福祉法人吉田福祉会　常務理事
11	理事	笹川　康夫	下越･佐渡	社会福祉法人二王子会　理事長
12	理事	佐々木　勝則	下越･佐渡	社会福祉法人桜井の里　理事長
13	理事 (青年会長)	倉重　圭介	中越	社会福祉法人芳香稚草園　理事
14	監事	廣井　晃	中越	社会福祉法人中越福祉会　理事長
15	監事	丸田　秋男	下越･佐渡	社会福祉法人太陽福祉会　理事長

【参　考】　※新潟県社会福祉法人経営者協議会 会則より一部抜粋

会　則

（役員の定数）

第 9 条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　1 名

(2) 副会長　2 名以上 4 名以内

(3) 理事　　若干名

(4) 監事　　2 名

（役員の選任）

第 10 条　理事は、地域別に定数を定め、総会において会員の代表者の中から選任する。

2　理事の地域別・業種別定数や選任方法等は別に定める。

3　会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。

4　理事のうち一名は、新潟県社会福祉法人経営青年会長とする。

5　監事は、総会において選任する。

6　監事は理事と噛めることはできない。

（役員の任期）

第 12 条　本会の役員任期は、総会から 2 年後の総会までの期間とし、再任を妨げない。

2　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３号議案

令和７年度事業計画及び予算承認の件

令和７年度事業計画及び予算について、ご承認をいただきたい。

令和７年度
新潟県社会福祉法人経営者協議会
事業計画書（案）

１．基本方針

社会福祉を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展などによる社会構造の変化や地域社会の変容等により大きく変換するとともに、新型コロナウイルスや度重なる大規模災害の発生により、感染症や災害への対応力の強化が求められている。

また、処遇改善を図るための公的価格の見直し、2040 年問題に向けた人材確保や事業のあり方など、社会福祉を取り巻く課題は山積している一方、社会福祉法人は自律的な経営を確立しながら、これまで以上に地域における様々な生活・福祉課題に積極的に対応することで、地域社会からの信頼と支持を得ていくと共に、時代に即した公益性の高い法人経営を実現することが求められている。

そこで本会では、全国社会福祉経営者協議会をはじめとする関係団体等との連携のもと、社会福祉法人の経営の安定化・効率化等推進すると共に、高い公益性と使命を生かし、社会の信託に応えうる法人育成に寄与することを目的に以下の事業を展開する。

２．会議等の開催

（１）総　　会　　年１回
（２）理　事　会　　年４回程度
（３）正副会長会議　　必要の都度
（４）委　員　会　　年２回程度
（５）監　事　会　　年１回

３．事業の実施

（１）組織の強化

ア　会員相互の連絡を調整し、組織の充実・強化に努める。
イ　県経営青年会の活動を支援し、次代を担う中堅経営者の育成を図る。

（２）広報活動

本会の活動内容を伝えるため、新潟県社会福祉法人経営者協議会 WEB サイト（以下、「県経営協 WEB」）を活用し、情報発信を行うとともに、全国経営協の広報戦略（主に社会福祉法人のイメージアップ）を参考に、各種広報ツールの活用についても検討する。

（３）調査研究活動

新たな事業展開に向け、当面する課題に関する調査研究の実施に努める。

（４）研修事業

①　経営者研修会
総会終了後に開催する。

②　経営協研修会
会員に関心のあるテーマを中心に企画し、開催地域を変えて年２回開催する。

③　経営協セミナー
全国経営協の実施状況に沿って、原則として前期、後期の年２回開催する。

④　視察研修
県内外の先進的取り組みを行う法人から実践事例を学ぶ。

（５）地域における公益的な取組の推進

にいがたセーフティネット事業に参加する会員法人の拡大を図り、複数法人間連携による公益的取組として、引き続き事業を実施するとともに、事業実施事務局を公募する。

（６）経営支援等への取組み

経営改善プログラム等全国経営協の支援ツールの活用普及

本会会員法人・施設等に対して、全国社会福祉法人経営者協議会が実施する「経営改善プログラム(経営改善支援事業)」をはじめ種々支援ツールの活用普及に取り組む。

（７）災害福祉支援体制の構築に向けた取組み

①　災害時の支援体制の検討
災害福祉支援委員会を設置し、災害時における支援体制等を検討する。

②　全国経営協北関東・信越ブロック協議会災害支援協定に基づく研修への参加
北関東・信越ブロック内で締結している災害時の各県経営協相互支援体制について、充実、強化していくための研修実施等に参加・協力する。

③　新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への参画
県内の福祉関係団体等で構成される協議会に参画し、新潟県ＤＷＡＴの研修登録および訓練実施等に協力する。
※ＤＷＡＴ…Disaster Welfare Assistance Team（災害派遣福祉チーム）

４．関係機関等との連携･協力

（１）　全国経営協等との連携強化

全国経営協の協議員、北関東・信越ブロック協議会等のメンバーとして各種会議、会合等に参加し、連携･協力体制の強化に努める。

（２）　新潟県社会福祉協議会との事業協力

新潟県社会福祉協議会(福祉人材センター)主催のセミナーに講師として事業協力する。

資料３-２

令和７年度新潟県社会福祉法人経営者協議会予算書(案)

（自 令和7年4月1日　至 令和8年3月31日）

(単位：千円)

		勘定科目	本年度予算額A	前年度予算額B	増減A-B	備考 ( )内は令和6年度決算額/令和5年度決算額等		
事業活動による収支	収入	会費収入	8,170	8,410	△240			
		新潟県経営者協議会会費収入	8,170	8,410	△240	･@ 30千円×23法人 ･@ 60千円×58法人 ･@100千円×40法人 ※ 121法人	690千円 3,480千円 4,000千円	8,170千円 (23法人) (58法人) (40法人)
		事業収入	680	539	141			
		参加費収入	680	539	141	･経営者研修会 @5千円×5名 ･研修会 (1)　@8千円×20名 ･研修会 (2)　@19千円×25名 ･前期セミナー　@5千円×2名 ･後期セミナー　@5千円×2名 ･視察　　@15千円×10名	25千円 160千円 475千円 10千円 10千円 150千円	(21,000円/15,000円) (8,000円/48,000円) (200,000円/300,000円) (5,000円/15,000円) (10,000円/25,000円) (0円/5,000円)
		負担金収入	0	0	0			
		受取利息配当金収入	1	1	0			
		受取利息配当金収入	1	1	0	預金利息	1千円	
		その他の収入	680	762	△82			
		雑収入	680	762	△82	･経営協セミナー (2回) の全国経営協会場費負担分 ･ブロック協議会からの役職員旅費負担分 ･災害担当企画委員会委員旅費ブロック負担分	200千円 420千円 60千円	(200,000円/203,950円) (94,390円/138,120円) (18,020円/0円)
		事業活動収入計(1)	9,531	9,712	△181			
	支出	事業費支出	3,343	3,211	132			
		諸謝金支出	580	410	170	･経営者研修会講師謝金 ･研修会講師謝金 ･視察研修謝金	80千円 450千円 50千円	(40,000円/40,000円) (446,000円/446,000円) (70,000円/70,000円)
		旅費交通費支出	1,467	1,431	36	･総会役員等旅費 ･理事会 5回 ･正副会長会議 ･理事選考委員会 ･監事会 1回 ･委員会 ･経営者研修会講師旅費 ･研修会講師旅費 ･事務局旅費 ･全国経営者大会 ･ブロック会長会議 ･ブロック拡大会長会議 ･ブロック研修会(10人分) ･ブロック災害企画担当委員会旅費 ･ネット協協議会旅費	70千円 180千円 20千円 1千円 15千円 50千円 80千円 100千円 100千円 136千円 430千円 60千円 160千円 60千円 5千円	(63,622円/56,014円) (147,464円/1回93,996円) (0円/0円) (0円/88円) (8,604円/8,748円) (6,168円/53,640円) (93,174円/89,290円) (67,580円/58,370円) (67,580円/226,594円) (102,090円/151,820円) (61,300円/58,040円) (0円/24,700円) (19,120円/0円) (0円/0円)
		研修費支出	140	140	0	･全国経営者大会､北関ブロセミナー参加費	140千円	(100,000円/60,000円)
		事務消耗品費支出	20	20	0	･県経営協封筒代等	20千円	(0円/0円)
		印刷製本費支出	30	40	△10	･会議資料及び研修資料の印刷等	40千円	(0円/0円)
		通信運搬費支出	80	150	△70	･各種会議等の通知文書等送料	80千円	(11,810円/19,100円)
		会議費支出	85	65	20	･会議のお茶代等	85千円	(84,456円/112,964円)
		業務委託費支出	650	650	0	･県社協への事務委託金	650千円	(650,000円/650,000円)
		手数料支出	22	22	0	･旅費等の支払いに係る振込手数料	22千円	(20,350円/20,240円)
		保険料支出	3	3	0	･職場体験保険料	3千円	(0円/0円)
		賃借料支出	206	220	△14	･総会･経営者研修会 ･理事会 5回 ･正副会長会議 ･理事選考委員会 ･監事会 1回 ･研修会 (2回) ･経営協セミナー (2回)	60千円 25千円 5千円 1千円 5千円 55千円 55千円	(23,670円/56,100円) (0円/3,200円) (0円/0円) (0円/0円) (0円/0円) (11,775円/22,575円) (26,305円/33,485円)
		保守料支出	15	15	0	･コピー機使用料	15千円	(0円/0円)
		車両費支出	15	15	0	･車両燃料代	15千円	(0円/5,858円)
		雑支出	30	30	0	･慶弔費	30千円	(8,316円/4,104円)
		負担金支出	6,855	7,010	△155			
		負担金支出	6,855	7,010	△155	･全国経営協への納付金 (8,170千円－(15千円/法人×121法人)) ･青年会事業会計への負担金 ･セーフティネット事務局経費	6,355千円 400千円 100千円	(6,460,000円) (450,000円/300,000円) (100,000円/0円)
		助成金支出	100	0	100			
		助成金支出	100	0	100	･視察参加者への補助 @10千円×10名	100千円	
		事業活動支出計(2)	10,298	10,221	77			
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△767	△509	△258			
予備費支出(4)				0	0			
当期資金収支差額合計(5)=(3)-(4)			△767	△509	△258			

前期末支払資金残高(6)	2,667	2,658	9	

(単位：千円)

	勘定科目	本年度 予算額A	前年度 予算額B	増減 A-B	備　考 (　)内は令和6年度決算額/令和5年度決算額等
	当期末支払資金残高 (5)+(6)	1,900	2,149	△249	

新潟県社会福祉法人経営青年会
令和７年度　事業計画書（案）

１．基本方針

各種研修会等の開催により会員の資質向上を図るほか、会員の入会促進による青年会組織の強化と他県青年会との積極的な交流を進めることによって青年会活動の活性化を図る。また、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という）の専門部会として、県経営協の実施事業の推進に協力し、県内社会福祉法人の充実と発展に寄与する。

２．実施事業と活動

(1) 会議等の開催

①全　体　会　　年１回
②役　員　会　　年５回程度
③活動検討会　　年５回程度

(2) 研修事業の企画・運営

研修会の企画・運営は青年会が担当し、より多くの社会福祉法人関係者が参加できる研修会として、開催場所や開催方法等を検討する。

〇経営協研修会（２回）
・第１回：令和７年９月 26 日(金) or 10 月 16 日(木)　新潟ユニゾンプラザ
・第２回：令和７年 12 月 12 日(金)　長岡市社会福祉センタートモシア

〇視察研修（1 回）
・令和７年６月 12 日～13 日
テーマ：「多角化・多機能化の実践を視察」
視察先：(京都府)社会福祉法人南山城学園(理事長磯格彰氏)
(兵庫県)社会福祉法人福住山ゆりの里福祉会(理事長氏)

(3) 青年会組織の強化と活性化の促進

①青年会組織の強化
これまでの県経営協を通じた入会勧誘活動の一層の強化を図るほか、青年会の活動に対する理解を促進することによって会員の拡大に努め、青年会組織の強化を図る。

②青年会活動の活性化
他県青年会との交流や情報交換を積極的に進めることによって、新たな事業展開に向けた取組みを促進するなど、青年会活動の活性化を図る。

(4) 県経営協事業への協力

県経営協の専門部会として、県経営協の実施事業の推進に必要な情報収集活動や調査活動に積極的に協力する。

(5) 全国社会福祉法人経営青年会関係会議等への参加・協力

全国経営青年会やブロック経営青年会の各種活動に積極的に参加・協力することによって全国の青年会との交流を進め、本県青年会の活動の活性化を図る。

資料３-４

令和７年度　経営青年会予算書(案)

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）

(単位:千円)

勘定科目			令和7年度 予算額 A	令和6年度 予算額 B	増減額 A-B	備考
事業活動による収支	収入	会費収入	600	570	30	
		経営青年会 会費収入	600	570	30	@15千円×40名 ※ 前年度40名から2名達年退会、2名新規入会
		事業収入	0	0	0	
		参加費収入	0	0	0	※ 会員外研修参加費は県経営協予算に計上
		負担金収入	400	450	△ 50	
		負担金収入	400	450	△ 50	県経営協負担金
		事業活動収入計(1)	1,000	1,020	△ 20	
	支出	事業費支出	600	640	△ 40	
		諸謝金支出	0	0	0	※ 研修会講師諸謝金 県経営協予算に計上
		旅費交通費支出	424	486	△ 62	役員会等 140千円 全国大会(東京都) 74千円 関東ブロック総会･研修会(群馬県) 108千円 北関ブロック研修(群馬県) 64千円 事務局旅費 38千円 ※ 研修会講師旅費交通費 県経営協予算に計上
		研修費支出	78	75	3	全国大会参加費 60千円 ブロック総会参加費 18千円
		事務消耗品費支出	5	5	0	
		通信運搬費支出	5	5	0	
		会議費支出	60	41	19	お茶代､交流会費 60千円
		手数料支出	8	8	0	旅費等の振込手数料
		賃借料支出	20	20	0	全体・役員会等会場費 20千円 ※ 研修会会場費 県経営協予算に計上
		車両費支出	0	0	0	
		負担金支出	400	380	20	
		負担金支出	400	380	20	全国経営青年会への負担金　@10,000円×40名
		事業活動支出計(2)	1,000	1,020	△ 20	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	0	0	
施設整備等による収支	収入		0	0	0	
			0	0	0	
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出		0	0	0	
			0	0	0	
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入		0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出		0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費支出(10)			0	0	0	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	0	0	

前期末支払資金残高(12)	1,009	713	296	
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,009	713	296	

資料３-５

法人名	社会福祉法人　吉田福祉会
施設名	
サ-ビス区分	にいがたセーフティネット事業

令和 7年度にいがたセーフティーネット事業予算 (案)

(単位:千円)

大科目	中科目	小科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	摘要
事業運営収入			2,650	2,650		
	拠出金収入		2,550	2,550		30,000円*85法人
	負担金収入		100	100		新潟県経営協　100,000円
その他の収入						
	雑収入					
事業活動収入計(1)			2,650	2,650		
事業費支出			2,080	2,270	△190	
	給付事業支出		2,020	2,200	△180	
		職場体験事業	100	160	△60	20,000円*5件
		就職支度金給付事業				
		緊急生活資金給付事業				
		生活資金給付事業	1,920	2,040	△120	10,000円*16件*12ヶ月
	関係機関訪問旅費支出		10	10		
	会員法人担当者会議費支出		5	5		
	各種会議出席旅費支出		5	5		
	リーフレット増刷費支出		40	50	△10	
事務費支出			570	620	△50	
	事務消耗品費支出		5	5		
	通信運搬費支出		40	40		
	手数料支出		520	545	△25	120,000円ネットバンク使用料･振込手数料 400,000円事務局経費
	雑支出		5	30	△25	
事業活動支出計(2)			2,650	2,890	△240	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			0	△240	240	
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	△240	240	
前期末支払資金残高(12)			2,295	2,316	△21	
当期末支払資金残高(11)+(12)			2,295	2,076	219	

第３号議案

にいがたセーフティネット事業の次期事務局候補承認の件

にいがたセーフティネット事業の次期事務局とすることについて、ご承認いただきたい。

１．公募の状況

(1)　募集期間：令和 7 年 3 月 26 日～4 月 18 日

(2)　応募法人：社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会（柏崎市）

２．次期事務局候補先

(1)　法 人 名：社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会（柏崎市）

(2)　期　　間：令和 7 年総会終結から令和 9 年総会終結まで

【参　考】　※「にいがたセーフティネット事業」事務局募集要項より一部抜粋

応募資格：次の要件を満たす県経営協会員とします。

①　県経営協の会員であること

②　役割分担、決裁・牽制のため複数名で運営できること

③　連絡のための電話、FAX、メール環境を用意できること（既存環境で可）

④　迅速な振込を行うためインターネットバンキング環境を使用できること（今後開設予定でも可）

⑤　県経営協事務局に定期的に運営報告をすること

（様式）

新潟県社会福祉法人経営者協議会

「にいがたセーフティネット事業」事務局

応 募 用 紙

申請者	法人名	社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会
	代表者役職・氏名	理 事 長　　政 金 克 芳
	所在地	945-0112　新潟県柏崎市大字畔屋１９４番地１
連絡担当窓口	施設・事業所名	救護施設かしわ荘
	氏名	佐 藤 茂 樹
	役職	施設長
	電話番号	０２５７－２４－４１０１
	Email	kashiwa194@kashikari-fukushi.com

※注１：法人の概要がわかる資料（パンフレットなど）を添付してください。

※注２：公募要領に定める応募資格について、下記□(四角)にチェック(レ点)してください。

- ☑ 県経営協の会員であること
- ☑ 役割分担、決裁・牽制のため複数名で運営できること
- ☑ 連絡のための電話、FAX、メール環境を用意できること（既存環境で可）
- ☑ 迅速な振込を行うためインターネットバンキング環境を使用できること(今後開設予定でも可)
- ☑ 県経営協事務局に定期的に運営報告をすること

新潟県社会福祉法人経営者協議会
にいがたセーフティネット事業　事務局　御中

「にいがたセーフティネット事業事務局」の公募要領に定める応募資格について、下記のとおり報告します。

1	県経営協の会員であること
	・令和5年度について、会員として会費を納入しています。ご確認ください。また、令和6年度についても引き続き、会員として加入し、会費を納入する予定です。

2	役割分担、決裁・牽制のため複数名で運営できること
	・令和7年4月17日現在で検討している体制です。 ①相談窓口（救護施設かしわ荘） 　責任者　　佐藤　茂樹（施設長） 　担　当（主）　中村真紀子（生活指導係長） 　担　当（副）　押見由香子（主任生活指導員） 　担　当（副）　金子　裕丈（主任生活指導員） 　担　当（副）　佐野　　聡（主任生活指導員） ②給付等管理（法人本部事務局） 　責任者　　西川　伸作（事務局長） 　担　当　　品田　実里（事務係長） 　担　当　　廣川　春菜（事務主任）

3	連絡のための電話、FAX、メール環境を用意できること（既存環境で可）
	・以下のとおりとします。 ①電話　0257－24－4101（救護施設かしわ荘代表） ②FAX　0257－24－4102 ③メールは救護施設かしわ荘で既に開設しておりますが、「にいがたセーフティネット事務局」の相談窓口専用のアドレスを用意する予定です。

4	迅速な振込を行うためインターネットバンキング環境を使用できること（今後開設予定でも可）
	・令和7年4月17日現在、1金庫、1行の金融機関とのインターネットバンキングを開設しておりますが、迅速な振込みや内部牽制を強化するため、新たにインターネットバンキングを開設することを検討しております。

5	県経営協事務局に定期的に運営報告をすること
	・所定の様式等により、定期的に運営報告を行います。

魅力 1

働きやすく和やかな職場

「この点をもっと改善したい」「こうしたらより良くなるのかも」といった現場の気づきや要望を逃さず反映する風土があります。また職員間の関係も良好で、お互いに協力する体制が築かれているのも特長。さらに質の高いサービスを目指し、一致団結して取り組む姿勢があります。

魅力 2

学びのサポートが充実

介護の資格を持っていなくても大丈夫。働きながらスキルアップに努める職員を、私たちはしっかりサポートします。資格取得の支援はもとより、階層別研修や専門研修など、施設内外の学びの機会をたっぷり設けて細やかにフォロー。実務経験を重ねながら、着実に成長できます。

魅力 3

ワークライフバランスに配慮

年間休日は120日。産休・育休はもちろん、短時間勤務も法令に則って整備し、子育て世代を応援しています。また、残業を減らす取り組みにも注力。それぞれの適正な仕事量に気を配り、その中で全力投球できることを大切にしています。

魅力 4

充実の福利厚生制度

あって良かった！ と思う制度がきっちり整備されています。

○疾病入院保障 ○療養休暇制度 ○資格取得祝金、結婚出産祝金 ○介護福祉士実務者研修、初任者研修受講補助 ○永年勤続表彰、休暇 ○メンタルヘルス相談 ○法人ボウリング大会、法人親睦会 etc.…

社会福祉法人
柏崎刈羽福祉事業協会
ともに笑い、ともに生きる

○ 法人本部事務局 ○
〒945-0112 新潟県柏崎市大字畔屋194番地1
TEL／0257-24-4100 FAX／0257-24-4102
http://www.kashikari-fukushi.com/

先輩職員
紹介ページ
公開中!

ともに笑い、ともに生きる

社会福祉法人
柏崎刈羽福祉事業協会

先輩職員座談会 介護職のココが面白い!

この仕事に就いたきっかけ、介護職の仕事と当法人の魅力とは? 法人で働く先輩社員が和やかに語ります。

●入職のきっかけは現場実習

杉本:高校を卒業して郵便局に勤めた後、別の法人で介護の職に就きました。当法人に入ったのは、興味のあった認知症向けのグループホームがあったからです。

羽田:私は大学3年生のときに今の職場で現場実習を行い、お年寄りの方々と接するのが楽しかったので志しました。今は主にケアマネジメント、相談援助を行っています。

牧野:私も実習がきっかけ。そこで得た様々な発見や疑問を、実際に働いて確認したいと思ったからです。また、地元で働くことが親孝行にもなると思い入職を決めました。

山本:栄養士になりたくて専門学校へ進んだものの挫折。病院実習の機会にお年寄りと接するのが楽しかったこと、仕事をしながらホームヘルパーの資格を取得できることが決め手でした。

利用者さんに可愛がってもらい、成人式の日は振袖姿を見せに来ました

●最期に寄り添う、ということ

杉本:一番の喜びは、ご利用者に「ありがとう」とお礼を言われること。こんなに感謝される仕事はほかにないと思います。こうして必要とされることにやりがいを感じますね。

牧野:私は感謝されるよりご利用者にお叱りを受けるほうが多いかも(笑)。でも、その一日を、ご利用者が怪我なく楽しく過ごせたらそれでOK!と思うようになってから、仕事がぐんと楽しくなりました。

山本:特養では看取りの機会もあります。その人ごとの看取りがあり、そのたびに勉強させられるし後悔もする。でも、その経験はちゃんと成長につながっていると思います。

羽田:それは特養ならではだね。初めての看取りは職員も不安。でもご家族から「今までありがとう」と温かい言葉をかけてもらい、こちらが励まされることもあります。

●働きやすい職場です

杉本:当法人に入職してまず思ったのは、業務量が適正で残業が少ないこと。やむを得ず仕事がこぼれてしまう場合も、引き継ぐ職員が「あとはやっておくよ」と快く引き受けてくれます。

酸いも甘いもある。でも、笑顔もたくさんある!

牧野:私が産休・育休を取ったとき、施設の職員が良い人ばかりだったので、産休・育休中はずっと「早く戻りたい、働きたい」と思っていました。施設では、職員の子育てにとても理解があり、職員同士で協力し合える体制が築かれています。

●人生の一端に触れるケアを

牧野:常に心に留めているのは、自分の無知でご利用者に不利益なサービスを提供しないこと。今後もブレずに勉強にチャレンジを続け、ご利用者に施設で生活していたことを楽しく思い出していただけるようにしていきたいですね。

山本:今年の4月から今の施設に異動となり、勝手が違うのでまだ慣れないことがたくさんあります。だから新人に戻ったつもりでしっかり取り組みたいと思います。

杉本:まずは介護福祉士の資格が第一目標。私が働くのはデイサービスなので、例えばご利用者が心配事やつらいことを抱えていても、ここに来たときだけは全て忘れて楽しんで過ごしてもらえるよう、行き届いたケアを心がけたいです。

おれを言われるためにしているわけではないけど「あんた、ありがとう」は嬉しい!

羽田:ご利用者はもちろん、ご家族にも最期をここで迎えられて良かったと思っていただけるような施設にすることが目標です。またご利用者が、どのような生活を営み、どのような人生を歩んできたのか。ご家族とともに昔の写真や記録を振り返りながら、その一端に触れ、それをケアプランや日々のサービスに生かしていけたら、と考えています。

一緒に働きたいと思える仲間が誇り

先輩職員のとある1日

日勤(早番)のケース

7:00 出 勤

夜間帯からの申し送りを受けた後、薬を確認。ご利用者ごとに内容をチェックします。

7:30 朝 食

配膳、食事と服薬の介助、口腔ケア、排泄介助。朝食に使用したコップの洗浄やおしぼりの消毒も行います。

10:00 水分補給介助

お茶やコーヒーなど、ご利用者ごとの好みの内容を把握して準備。必要があれば介助します。

12:00 昼 食

朝食と同様の介助。その後、洗濯物の配布、再検温が必要なご利用者の検温を行います。

14:00 介護日誌記録

次の勤務帯を担う職員に報告するため、看護師から申し送りされたことを介護日誌に記録します。

16:00 申し送り

早番と遅番にまたがる時間帯を担当する職員と、遅番の職員に向けて申し送りを行い、退勤します。

母娘で働いています!

当法人で働いていた母に「人間関係が良好で、頑張りを評価する目と現場の意見を吸い上げてくれる風土がある」と、勧められて入職しました。職場の雰囲気はもちろん、資格取得や働き方への各種サポートは母に聞いていた通りで働きやすい!

今は仕事と子育てを両立していますが、9時半から16時半の時短勤務や周りの協力のおかげで頑張れています。

原 万奈美(むつみ荘)

白川 裕子(なごみ荘)

Happy Together

第４号議案

災害福祉支援委員会設置承認の件

令和６年１月発災の能登半島地震の派遣実績及び全国経営協北関東・信越ブロック協議会災害時相互応援協定を踏まえ、本会としての対応を検討するための災害福祉支援委員会の設置について、ご承認をいただきたい。

【参　考】　※新潟県社会福祉法人経営者協議会 会則より一部抜粋

会　則

（対象とする災害）

第２条　本協定の対象とする災害は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。

２　前項に規定する災害のほか、社会福祉法人（施設）の運営や所在する地域に甚大な支障が生じる災害で、被災地経営協から応援依頼がある災害とする。

（主幹経営協の設置と役割）

第３条　本協定の円滑な運営を図るために主幹経営協を置き、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会（以下「都県市社協」という。）の対応状況も参考にしながら、災害支援活動に対応する。

２　主幹経営協は、北関東・信越ブロック協議会長が所属する県社会福祉法人（施設）経営者協議会があたる。ただし、主幹経営協が被災によりその債務を遂行できない場合は、北関東・信越ブロック協議会副会長が所属する県社会福祉法人（施設）経営者協議会が代行する。

３　主幹経営協の役割は、次のとおりとする。

(1) 被災地状況の把握及び各県経営協への情報提供並びに、第６条に定める応援内容に関する連絡調整

(2) 被災地経営協を除く、各県経営協に対する災害救援活動に必要な人員等（以下「応援職員等」という。）の派遣依頼

(3) 応援職員等が行う災害救援活動に関する情報提供

(4) 全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という。）及び都県市社協との連絡調整

(5) その他、役割のために必要な事項

新潟県社会福祉法人経営者協議会 災害福祉支援委員会設置要綱(案)

（設置）
第１条　新潟県経営協の災害時における支援体制等を検討するため、新潟県社会福祉法人経営者協議会会則（ 以下「 会則」という。）第16条に基づき、新潟県社会福祉法人経営者協議会の委員会として「災害福祉支援委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）
第２条　委員は、本会理事及び会員法人に属する役職員のうちから会長が委嘱する。
２　委員会の委員は、10名以内とする。

（委員長）
第３条　委員長は、委員の互選により選任する。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、本会役員に準じる。

（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、本会事務局が行う。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則
この要綱は、令和７年６月　日から施行し、令和７年６月　日から適用する。

新潟県社会福祉法人経営者協議会　災害福祉支援委員会　委員名簿(案)

任期　自：令和７年　月　日
至：令和９年度定時総会終結時

氏　名	所　　属	役　職	地区
星井　勝博	(高齢、障害、児童・保育、他) 社会福祉法人 吉田福祉会	常務理事	下越
西川　伸作	(高齢、他) 社会福祉法人 柏崎刈羽福祉事業協会	理事・ 事務局長	中越
小林　悠介	(障害) 社会福祉法人 上越つくしの里医療福祉協会	主任	上越
倉重　圭介	(保育) 社会福祉法人 芳香稚草園 (新潟県経営青年会会長)	理事	中越
塚越　強	(高齢、障害、児童・保育、他) 社会福祉法人 長岡福祉協会 (北関東信越ブロック協議会災害担当企画委員)	課長	中越
佐藤　恭成	(高齢・障害) 社会福祉法人 阿賀北福祉会 (北関東信越ブロック協議会災害担当企画委員)	課長補佐	下越

新潟県社会福祉法人経営者協議会

	氏　名	所属	役職
会　長	平澤　正人	(保育) 社会福祉法人　ゆずり葉会	理事長
事務局	中原　敦子	社会福祉法人　新潟県社会福祉協議会	
	勢能　渉		

新潟県社会福祉法人経営者協議会会則

（名　称）
第１条　この会は、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目　的）
第２条　本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人の強化と経営管理に関する連絡調整及び基本的課題を調査検討し、かつその実践を図り、広くその成果を関係者に提供し、社会福祉の発展に寄与すること目的とする。

（事　業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）社会福祉法人の基盤確立のための調査、研究
（２）社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
（３）会員相互の情報交換、研鑽、交流
（４）会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談活動
（５）地域における公益的な取組
（６）災害時における被災者支援及び災害被害軽減に関する活動
（７）その他、目的達成に必要な事業

（事務所）
第４条　本会の事務所は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会内に置く。

（会　員）
第５条　本会の会員は、新潟県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人とする。
２　会員は、申し込みにより入会するものとする。

（会　費）
第６条　会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
２　会員が退会し、または除名されたときは、すでに納入された会費は返還しない。

（退　会）
第７条　会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにした文書をもってその旨を会長に届けなければならない。

（除　名）

第８条　会員が会員たる義務に反し、本会の名誉を毀損したときは、総会の決議を経て、除名することができる。

（役員の定数）

第９条　本会に次の役員を置く。

（１）会　　長　　１名

（２）副 会 長　　２名以上４名以内

（３）理　　事　　若干名

（４）監　　事　　２名

（役員の選任）

第 10 条　理事は、地域別に定数を定め、総会において会員の代表者の中から選任する。

２　理事の地域別・業種別定数や選任方法等は別に定める。

３　会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。

４　理事のうち１名は、新潟県社会福祉法人経営青年会長とする。

５　監事は、総会において選任する。

６　監事は理事と兼ねることはできない。

（役員の職務）

第 11 条　会長は本会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指定した順位に従いその職務を代理する。

３　理事は、理事会を組織し、総会に付議する事項を審議し、総会の議決した業務を執行する。

４　監事は本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

（役員の任期）

第 12 条　本会の役員の任期は、総会から２年後の総会までの期間とし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（正副会長会議）

第 13 条　正副会長会議は必要に応じて会長が招集し、正副会長会議の議長は会長が行う。

２　正副会長会議は、会長及び副会長の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ、議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

（理事会）

第 14 条　理事会は、次の業務を執行する。

（１）事業計画の立案及び予算の執行

（２）総会に付議する事項

（３）その他目的達成のため必要な事項

２　理事会は必要に応じて会長が招集し、理事会の議長は会長が行う。

３　理事会は、理事の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ、議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

４　特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって理事全員の意見を求めることにより、理事会に代えることができる。

（総　会）

第 15 条　総会は会員をもって構成し、毎年１回以上会長がこれを招集する。

２　総会は次の事項を審議する。

（１）事業計画及び予算に関する事項

（２）事業報告及び決算に関する事項

（３）規程の制定及び改廃に関する事項

（４）その他会長が付議した事項

３　総会の議長は会長が行う。

４　総会は会員の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

（専門部会及び委員会）

第 16 条　本会に専門部会及び委員会を設置することができる。

２　専門部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

（顧問）

第 17 条　本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

３　顧問は、本会の業務について、会長の諮問に答え、意見を具申する。

４　顧問に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第 18 条　本会の事務を処理するため、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会に事務局を置く。

（会計及び会計年度）

第 19 条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（委　任）

第 20 条　この会則に定めのあるものの他、本会の運営につき必要な事項は会長が別に定める。

（附　則）

１　この会則は、平成１３年６月２６日から施行する。

２　この会則の一部改正は、平成２１年６月１１日から施行する。

３　この会則の一部改正は、平成２５年６月２１日から施行する。

（新潟県社会福祉施設経営者協議会という名称を変更）

４　この会則の一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。

（第３条（５）の追加。平成２９年２月２７日臨時総会で議決）

５　この会則の一部改正は、平成 29 年６月 28 日から施行する。

（第３条（６）の追加, 第 13 条の新設）

６　この会則の一部改正は、平成 30 年８月 10 日から施行する。

(主な改正事項)

・常任委員を理事に名称変更　　第９条第１項

・会長及び副会長は、理事の中から、理事会で互選する。

第９条第２項、第１０条第４項

・顧問を置くことができる。　　第１７条

・事務局の明記　　第１８条

７　この会則の一部改正は、令和２年６月 29 日から施行する。

（第９条（２）副会長の人数変更）

新潟県社会福祉法人経営者協議会役員選任規程

第１章　総則

（目　的）

第１条　この規程は、新潟県社会福祉法人経営者協議会会則（以下「会則」という）第 10 条第２項に基づき、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という）の役員の選任手続等について定める。

（会員の代表者の役員就任権）

第２条　本会の会員の代表者は、本会の役員に就任することができる。

２　理事に就任したい会員の代表者は、自らを推薦することができる。
　また、本会の会員の代表者は、理事に相応しいと思われる自分以外の者を、推薦することができる。

３　前項の規定は、２年毎の役員改選の際に適用する。

４　他の会員の代表者から推薦された者は、役員候補者となることを辞退することができる。

（委　任）

第３条　この規程に定めのあるものの他、役員選任につき必要な事項は、会長が別に定める。

第２章　理事の選任

（理事の要件）

第４条　理事は本会の会員の代表者並びに新潟県社会福祉法人経営青年会長とする。

（理事選任に係る地域及び定数）

第５条　会則第 10 条第１項に規定する地域は別表１のとおりとする。

２　会則第 10 条第１項で規定する理事の地域別・事業種別定数（会則第 10 条第４項の規程により選任される新潟県社会福祉法人経営青年会長の数は除く。）は別表２のとおりとする。

３　前項に規定する理事の定数は２年毎の役員改選の都度見直すものとする。

４　第２項に規定する理事の定数については、理事会の決定により、理事候補者の推薦状況等に応じた弾力的な取扱ができるものとする。

（会長による自薦・他薦の依頼）

第６条　会長は、理事会の同意を得て、全ての会員の代表者に、理事就任について、自薦・他薦を依頼する。

（理事会における理事候補者の決定）

第７条　理事会は、自薦・他薦された者について、理事候補者として適任か否か決定する。

２　理事会は、自薦・他薦された者のうち適任とされた理事候補者の数が地域の定数に達しなかった場合、その地域の理事候補者を追加決定することができる。

（理事選考委員会）

第８条　理事の選任について意見を聴くため、理事選考委員会を置く。

２　その定数等は、次のとおりとする。

（１）定数　　４名

（２）委員の決定　　会長が、理事会の同意を得て、委嘱する。

（３）任期　　委嘱後２年間

（４）委員長　　委員の互選により決定する。

（５）報酬等　　旅費を除き、支給しない。

（６）事務局　　理事選考委員会の事務局は、新潟県社会福祉法人経営者協議会の事務局が兼務する。

（理事選考委員会の意見聴取）

第９条　会長は、２年毎に改選される理事について、理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、必要に応じ理事選考委員会の意見を聴くことができる。

２　理事選考委員会は、会長に対して、理事候補者毎に適任か否か意見を述べることができる。

（理事選考委員会の意見聴取後の対応）

第 10 条　理事選考委員会の意見が、理事候補者全員について適任とされた場合、会長は、書面理事会により、理事候補者を正式決定することができる。

第３章　監事の選任

（監事の要件）

第 11 条　監事は、社会福祉事業並びに財務管理について見識を有する者で、会員の役職員またはそれ以外の者とする。

（監事の選任）

第 12 条　理事会は、監事候補者を決定する。

２　監事は、会則第１０条第５項に基づき、総会において選任する。

第４章　会長、副会長の選任

（会長、副会長の選任）

第 13 条　会長、副会長は、理事会において、理事の互選により決定する。

（附　則）

１　この規程は、平成 30 年８月 10 日から施行する。

２　この規程は、令和２年６月 29 日から施行する。

第５条 理事会による定数の弾力的な取扱を認め、定数を超えて理事候補者を決定することができるようにする。

第７条 推薦者数が定数に達しない場合、候補者を追加するかを含めて理事会が決定できるようにする。

３　この規程は、令和７年２月 25 日から施行する。

第９条 理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、必要に応じ理事選考委員会の意見を聴くことができるようにする。

別表１

地域名	市町村名
新　潟　市	新潟市
中越地域	長岡市
	三条市
	柏崎市
	小千谷市
	加茂市
	十日町市
	見附市
	魚沼市
	南魚沼市
	田上町
	出雲崎町
	湯沢町
	津南町
	刈羽村
上越地域	糸魚川市
	妙高市
	上越市
下越地域	新発田市
	村上市
	燕市
	五泉市
	阿賀野市
	佐渡市
	胎内市
	聖籠町
	弥彦村
	阿賀町
	関川村
	粟島浦村

別表２

	児童･保育	老人	障害	複合	合計
新　潟　市					3
中越地域					4
上越地域					2
下越地域					3
計	1	4	2	5	12

新潟県社会福祉法人経営青年会規程

（設　置）

第１条　この会は、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）会則第 16 条第２項に基づいて設置する。

（名　称）

第２条　この会は、新潟県社会福祉法人経営青年会（以下、「本会」という。）と称する。

（目　的）

第３条　本会は、新潟県下の社会福祉法人に従事する青年経営者・管理者等の資質向上を図り、社会福祉法人の経営の充実・発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

（１）会員の資質向上のための事業

（２）社会福祉法人における経営、財務、労務等諸問題に関する研究

（３）会員相互の情報交換、研鑽及び交流

（４）全国社会福祉法人経営青年会活動への協力

（５）県経営協事業への協力

（６）その他本会目的達成のための事業

（会　員）

第５条　本会の会員は、満５０歳未満の社会福祉法人に従事する青年経営者・管理者等とする。

２　会員は、本会への入会を所属法人の理事長が推薦した者とする。

３　会員は５０歳に達した年度末をもって、その資格を失う。

（入　会）

第６条　本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、会長が承認するものとする。

（退　会）

第７条　会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届けなければならない。

（全体会）

第８条　全体会は、本会の議決機関であり、次の事項を議決する。

（１）事業計画及び予算に関する事項

（２）事業報告及び決算に関する事項

（３）規程の制定及び改廃に関する事項

（４）役員・活動検討委員の選任に関する事項

（５）その他、会長が付議した事項

２　全体会は、毎年１回以上、会長が招集する。

３　全体会の議長は、会長が務める。

４　全体会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
５　全体会の議事は、出席者の過半数で決する。
６　全体会の決定事項は、県経営協総会に報告するものとする。
（役　員　等）
第９条　本会に次の役員を置く。
　　会長　　１名
　　副会長　　１名
　　幹事　　若干名
２　会長は、本会の設立趣旨に基づき、会全般を掌握する。
３　会長は、全国社会福祉法人経営青年会の県選出委員とする。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
５　幹事は、本会の企画、立案、運営にあたる。
６　役員の活動を支援するため、活動検討委員を若干名置くことができる。
７　役員は定期的に役員会を開催することとし、活動検討委員も役員会に出席して意見を述べることができる。
８　活動検討委員は、会長の指示を受け、単独で活動検討会議を開催することができる。
９　役員は、役員会において候補者案を作成し、全体会において承認する。
（任　期）
第10条　役員及び活動検討委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員及び活動検討委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員及び活動検討委員の任期は、県経営協役員の任期と同一とする。
（経　費）
第11条　本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
２　会費は、会員一人あたり年額15,000円とする。年度途中の入会についても同額とする。
（会　計）
第12条　本会の会計区分は、県経営協の特別会計とする。
（委　任）
第13条　この規程に定めるものの他、本会の運営につき必要な事項は会長が別に定める。

（附　則）
１　設立時に就任する役員の任期は、第８条の規定にかかわらず、新潟県社会福祉法人経営者協議会の役員の任期と同じとする。
２　この規程は、平成15年12月10日から施行する。
３　この規程の一部改正は、平成25年６月21日から施行する。
４　この規程の一部改正は、平成29年６月28日から施行する。
　　（名称の変更及び活動検討委員の明記他）
５　この規程の一部改正は、令和２年６月29日から試行する。

全国社会福祉法人経営者協議会
北関東・信越ブロック協議会　災害時相互応援協定

（趣　旨）

第１条　本協定は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県及び新潟県の各県の管内において災害が発生し、被災した地を有する社会福祉法人（施設）経営者協議会（以下「被災地経営協」という。）が、独自では管内の社会福祉法人（施設）の復旧に向けた災害救援活動が十分に実施できない場合において、全国社会福祉法人経営者協議会北関東・信越ブロック協議会の構成員である各県の社会福祉法人（施設）経営者協議会（以下「各県経営協」という。）が、相互に応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　本協定の対象とする災害は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。

２　前項に規定する災害のほか、社会福祉法人（施設）の運営や所在する地域に甚大な支障が生じる災害で、被災地経営協から応援依頼がある災害とする。

（主管経営協の設置と役割）

第３条　本協定の円滑な運営を図るために主管経営協を置き、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会（以下「都県市社協」という。）の対応状況も参考にしながら、災害支援活動に対応する。

２　主管経営協は、北関東・信越ブロック協議会会長が所属する県社会福祉法人（施設）経営者協議会があたる。ただし、主管経営協が被災によりその責務を遂行できない場合は、北関東・信越ブロック協議会副会長が所属する県社会福祉法人（施設）経営者協議会が代行する。

３　主管経営協の役割は、次のとおりとする。

（１）被災地状況の把握及び各県経営協への情報提供並びに、第６条に定める応援内容に関する連絡調整

（２）被災地経営協を除く、各県経営協に対する災害救援活動に必要な人員等（以下「応援職員等」という。）の派遣依頼

（３）応援職員等が行う災害救援活動に関する情報提供

（４）全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という。）及び都県市社協との連絡調整

（５）その他、役割のために必要な事項

（連絡窓口等）

第４条　本協定に関する担当部課・担当者は、各県経営協担当職員とし、変更・異動等がある場合は速やかに主管経営協に連絡するものとする。

２　主管経営協は、毎年４月末日までに前項に定める連絡の窓口に関する連絡先等を遅滞なくまとめ、各県経営協に送付するものとする。

３　各県経営協は、災害が発生したときは、主管経営協を通じ必要な情報を連絡するものとする。

（応援等の手続き）

第５条　応援等を受けようとする被災地経営協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の内容について、主管経営協に対して情報提供及び応援依頼をするものとする。

２　被災地経営協は、主管経営協を通じて応援職員等の派遣を行う各県経営協に対して、情報提供等に努めるものとする。

３　第１項の応援依頼を受けた主管経営協は、速やかに被災地経営協を除く各県経営協と協議し、その結果を被災地経営協へ報告するものとする。

４　被災地経営協を除く各県経営協は、被災地経営協が第１項の応援依頼ができない状況にあると判断されるときは、同項の応援依頼を待つことなく、主管経営協の調整の下に必要と思われる応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の応援依頼があったものとみなす。

（応援内容）

第６条　応援内容は次のとおりとする。

（１）応援職員等の派遣

（２）災害救援活動に必要な備品、資機材の提供

（３）その他、応援のために必要な事項

２　応援職員等が行う災害支援活動は、次のとおりとする。

（１）災害福祉施設の支援

（２）災害支援活動を行う各種別施設職員との連携

（３）災害福祉施設状況の情報収集及び各県経営協への報告

（４）その他、応援のために必要な事項

（応援職員等の活動）

第７条　応援職員等は、被災地経営協の指揮により、災害支援活動に従事する。

２　被災地経営協が指揮不能の場合、応援職員等は主管経営協及び各県経営協の指揮により、災害支援活動に従事する。

（経費の負担）

第８条　第６条第１項に要する経費は、北関東・信越ブロック協議会会長会議で協議して決める。

２　応援職員等を含めた災害救援活動拠点事務所の設置・運営に要する経費は、原則として被災地経営協が負担するものとする。

（北関東・信越ブロック協議会以外の災害への対応）

第９条　北関東・信越ブロック協議会以外の災害への対応については、全国経営協からの応援要請がある場合又は、北関東・信越ブロック協議会会長会議において対応が必要と判断された場合は、本協定を準用する。

（その他）

第 10 条　本協定の実施に関し、必要な事項及び本協定に定めのない事項は、北関東・信越ブロック協議会会長会議で協議して定める。

（適　用）

第 11 条　本協定は、平成３１年　２月２１日から適用する。